

令和7年度(令和6年度分) 指定管理者評価表【基本事項】

1. 指定管理施設及び指定管理者概要

施設名称	周南市徳山社会福祉センター			所管課	地域福祉課
所在地	周南市速玉町3番17号				☎ 22-8465
設置年月日	昭和57年5月1日				
設置目的	市民の福祉の増進と地域福祉活動の育成				
施設概要	建物構造：鉄筋コンクリート造り2階建て 延床面積：2,271平方メートル				
指定管理者	名称	社会福祉法人 周南市社会福祉協議会			
	代表者	会長 佐原 昌弘			
	所在地	周南市速玉町3番17号			
	連絡先	電話	0834-22-2115	E-mail	kanri@shunan-shakyo.or.jp
		ホームページ	https://www.shunan-shakyo.or.jp		
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日			年数	5年間
募集方法	非公募		料金制度	利用料金	
指定管理の主な業務	(1) 福祉センターの維持管理に関する業務 (2) 福祉センターの利用の許可に関する業務 (3) ほか、市長が必要と認める業務				

2. 施設の運営状況

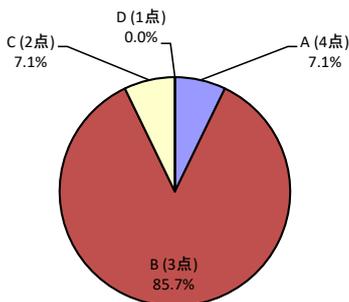
目標管理	①	目標指標名	年度	R6年度	R7年度
		延べ利用者数(人)	目標値	50,000	50,000
			実績値	42,680	—
	②		目標値		
			実績値		—
指定管理業務に係る収支状況	項目		収支計画額(円)	実績額(円)	
	収入	指定管理料	40,278,000	36,433,623	
		利用料金収入	1,786,000	1,970,700	
		その他の収入	3,000	2,170	
		計	42,067,000	38,406,493	
	支出	人件費	10,821,000	10,146,437	
		物件費	14,050,000	9,963,795	
		委託料	16,683,000	16,133,112	
		その他	1,850,000	2,597,618	
		計	43,404,000	38,840,962	
参考	使用料収入				
	自主事業収入				
	自主事業経費				

令和7年度(令和6年度分) 指定管理者評価表【評価】

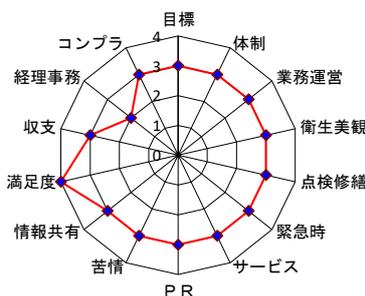
施設名	周南市徳山社会福祉センター	
指定管理者名	社会福祉法人 周南市社会福祉協議会	
評価項目	評価事項・不適切事項等	評価
目標の達成状況	目標数値の達成には至っていないものの、昨年度に比べ利用者数は増えている。	B
体制・人事	事業計画書に記された通り適正に人員が配置され、施設運営が行われている。	B
業務の運営	施設維持管理に関する業務、施設利用許可に関する業務などが適切に行われ、各種福祉団体の支援が行われている。	B
施設の維持管理(衛生・美観)	定期的な清掃により施設が清潔に保たれている。	B
施設の維持管理(点検・修繕等)	各種法定点検やその他点検を着実に実施し、修繕箇所については市と連携しながら適切に対応を行っている。	B
緊急時の対応	火災・事故・災害時の対応マニュアルが整備されており、緊急時の連絡体制も構築されている。また、特に事故が発生しやすい入浴施設での事故防止のため、職員やボイラー担当者などによる見回りを継続して実施しており、入浴施設利用者の安全に配慮している。	B
サービス向上 自主事業	利用者アンケートでも、「センターに来るのが楽しみ」「使いやすいセンター」という意見が寄せられており、指定管理者として利用者に信頼される施設運営が行われ、施設が地域の福祉拠点としての役割を果たしている。	B
P R ・情報提供	周南市社会福祉協議会ホームページ内に徳山社会福祉センター専用の紹介ページを作成し、施設概要や利用方法の周知を行っている。また、SNS (Instagram) でも活動報告などの情報発信をしている。	B
苦情(要望・意見)への対応	苦情に対しては、徳山社会福祉センター職員だけでなく、周南市社会福祉協議会全体で苦情への対応・解決を図る体制が整えられている。	B
情報共有	平時から市と指定管理者との間の連絡を密に行っており、障害・緊急的な修繕の発生などのトラブル発生時には、両方で連携して対応する体制が整えられている。	B
利用者満足度調査	「非常に満足」「おおむね満足」という回答がほぼすべての項目で8割を超えている。個別の意見については、設備に関する要望が多く、指定管理者については利用者から非常に高い評価を受けている。	A
収支状況	指定管理料、利用料金収入の範囲内で、施設の運営ができています。	B
経理事務の状況	収入支出決算書において、経理処理の誤りがあったため、口頭厳重注意により、適切な事務処理を行うよう指導した。	C
コンプライアンス	協定書で定める市の提出物は、適切に市に提出されている。	B
徳山社会福祉センターは、地域の福祉活動・市民活動の拠点として設置された施設であるとともに、入浴設備や機能回復訓練室など高齢者福祉の増進のための機能を備えた施設となっている。 指定管理の業務も、貸館の管理、入浴設備の運転、入浴者への対応など多岐に渡っているが、利用者の利用しやすさを第一に考えた施設運営が行われている。レポート利用も多く、需要に応じた施設として一定の役割を果たしていると言える。 施設利用は、目標値には達していないものの昨年度より大幅に増加しており、今後も利用者数が、コロナ前の水準まで回復していくと見込まれる。 引き続き、利用者に信頼される安定した施設運営に取り組んでいただきたい。		総合評価 B 平均点 3.0

※4点満点

評価結果の割合



項目別評価結果



※端数処理のため、評価結果(A~D)の割合の合計が100%にならない場合があります。